

## 議員派遣結果報告書

令和5年第3回定例会において議決された議員派遣について、次のとおり実施したので、その結果を報告する。

令和5年12月7日

上富良野町議会議長 中澤良隆様

議会広報特別委員会  
委員長 佐藤大輔

### 記

#### 件名 先進市町村行政調査及び広報技術研修

##### 1 調査の目的及び研修の経過

議会広報特別委員会は、議会の活動をよりわかりやすく町民に知らせるための広報誌発行に関する調査研究を目的として、令和5年11月16日から17日の2日間、上川管内鷹栖町議会と、後志管内仁木町議会において視察研修を行った。

##### 2 調査の結果

###### (1) 鷹栖町議会広報広聴常任委員会

###### ① 町の概要

鷹栖町は、人口6,591人（令和5年10月末現在）、総面積139.44km<sup>2</sup>で、北海道のほぼ中央、上川管内の中心部に位置し、和寒町、旭川市に隣接している。小高い山に囲まれ全体的には盆地状をなし、石狩川に注ぐオサラッペ川が中心部を北から南へ貫流している。町の中心部からJR旭川駅まで車で約25分と利便性が高く、豊かな自然に囲まれた住みよい環境にある。

農業を基幹産業としており、「オオカミの桃」で有名なトマトや道内屈指の収量を誇る米、付加価値が高い胡瓜などの農産物に恵まれている。近年は積極的な企業誘致を進め、農・商・工が一体となった地域複合産業の形成を目指している。

鷹栖町議会の組織・構成は、議員定数12名。総務文教常任委員会5名、経済福祉常任委員会6名、議会広報広聴常任委員会11名、議会運営委員会5名の構成となっている。

###### ② 調査項目

- ・議会広報の編集と構成について
- ・委員会の運営内容について
- ・委員と事務局の役割分担について
- ・委員の意識と町民の評判について
- ・これからの課題について

### ③ 調査結果

発行当初の名称は「みんなの議会」であったが、新しい名称を公募し、全議員の投票により平成25年3月定例会号から、名称を「たかす議会だより孔雀草」とした。

委員会は議長を除く全ての議員で構成され年4回発行している。開かれた議会の実現に向け、より多くの町民に読んでもらうこと、議会活動に関心を持ってもらうことを目指し「読みやすさ」「わかりやすさ」「インパクト」「正確性」を編集方針としている。

広報紙の構成は、定例会報告、臨時会報告、質疑、討論、一般質問、委員会報告、意見書の提出、企画記事、わたしの一言、議会の動き、研修報告、一般質問その後を追跡、VOICE（傍聴者アンケートや孔雀草クイズ回答者からの意見・回答）となっていた。

今後の課題として、議会だよりがどのくらい読まれているか調査が必要であること、現在2名の議員が中心となり斬新な紙面を作っているが、任期もあるため紙面のクオリティ維持が可能かどうかは不透明であることなどが挙げられていた。

## (2) 仁木町議会広報編集特別委員会

### ① 町の概要

仁木町は、人口3,016人（令和5年10月末現在）、総面積167.96km<sup>2</sup>で、北海道の西部、後志管内北部に位置する農業中心の町である。南部が銀山地区、中央部が大江地区、北部が仁木地区の3地区からなり、平坦地はわずか26%にすぎず、その他は山林・原野で占められている。気候等の自然条件に恵まれていることから、果樹・野菜等の栽培が盛んで、隣接する余市町と並び道内における果樹・園芸作物の主産地である。

仁木町議会の組織・構成は議員定数9名。総務経済常任委員会8名、議会活性特別委員会8名、議会広報編集特別委員会8名、議会運営委員会5名の構成となっている。

### ② 調査項目

- ・議会広報の編集と構成について
- ・委員会の運営内容について
- ・委員と事務局の役割分担について
- ・委員の意識と町民の評判について
- ・これからの課題について

### ③ 調査結果

仁木町議会の広報は広報編集特別委員会（全議員で構成）により作成され、名称は「議会だよりにき」で年4回発行している。議会広報充実に向けた取り組みとしてカラー印刷や議員イラストの導入、子どもや家族をテーマにした表紙・裏表紙のシリーズ化を図っていた。また、議会だよりとは別に「にき☆ぷち通信」を定例会月に年4回発行していた。広報誌の構成は、定例会、臨時会、議案等の審議内容、意見書、決議書、請願・陳情の審査結果、常任委員の活動報告、一般質問、企画記事、最終面（町民の声、編集後記）となっていた。

今後、議会だより本来の目的を見失わないよう、原点に立ち返る意味でコンクールの参加は控えるが、道外視察や広報研修会へは継続して参加し、広報誌の更なる充実を図ることであった。また、人口が少ないことと少子化の影響から、表紙写真の被写体（子ども）選定が困難になるであろうことを課題として挙げていた。

### 3 まとめ

鷹栖町議会では平成26年に議会報モニター制度を開始し、平成27年には広報広聴活動を重視していくために常任委員会化を果たした。しかし町議会議員選挙は、平成23年、平成27年と無投票が続いていたため、危機感を抱いた当時の議会は、町民に議会への関心を持ってもらうために、平成30年から全ての議員での広報誌作成を決断した。

同年、全国町村議会広報研修会での学びを活かし、定例会の概要を翌月に知らせる「速報版」を発行、また、全国町村議会広報クリニックにおいて「どのような議会報を目指すかを考え、それを実現するための編集方針を作るべき」と学び、9月定例会から全ページを議員が作成することとした。令和元年9月には、それまで議会事務局が作成していた本会議傍聴用の案内チラシを議員自ら作成することとし、12月定例会では中吊り広告風のデザインを採用し発行したが、これがインパクトのあるチラシと話題を集め傍聴者が2倍以上になった。令和2年3月から、町民が議会に参加する取り組みとして、議員の一般質問を採点する「一般質問の通信簿」と銘打った大胆な取り組みの試行を開始した。同年12月には「傍聴ガイドブック」を作成し、傍聴者は勿論、町民に議会のルールを少しでも知ってもらえるよう努め、令和3年3月には、ニコちゃんシールを使った評価を試行的に実施、令和4年3月には

X(旧Twitter)の運用を開始するなど、ここ数年間の様々な取り組みによって多くの成果をあげている。

仁木町議会は、町民が思わず手に取って読みたくなる議会広報誌づくりを目指し、研修での学びを即座に取り入れ、紙面のリニューアルを繰り返すことで、幾度も議会広報コンクールで賞を受賞してきた経緯があり、視察研修先として数多くの自治体を受け入れている。議会広報編集に関する注意事項として、①議会だよりは議会広報特別委員会が編集し、その発行責任は議長が負うということに鑑み、各委員は他の委員と十二分に協議し独善的な編集は厳に慎むべきであること、②議会だよりの発行後、住民及び執行機関、又は議員から掲載記事に対する疑問点が出された場合には、議会広報特別委員会で決定したことを基本に責任を持って説明すること、③たとえ公表したことにより、議会や一部の議員に不利益が生じたとしても、議員最大の権限である議決権を行使した結果であるので、議会の審議内容を隠すことなく伝えること、を掲げていた。編集における技術的な部分もさることながら、町広報紙とのすみ分けや、編集委員としてあるべき姿を常に確認し合っている。

議員定数も影響していると思われるが、両町ともに議長を除く全ての議員が議会だよりに携わる委員であり、議会総がかりで紙面づくりにあたっている印象を受けた。我が町では一般質問や委員会の報告など、委員以外の議員に原稿の作成を依頼することはあるが、今後は委員以外の議員に対し、これまで以上に編集過程の中で適切な情報を提供するとともに、特集記事の作成時や紙面のリニューアル時に丁寧な説明を行うことを心がけたい。

研修先で承った「全員協議会や委員会での質疑内容を掲載することに違和感はない」との言葉が象徴するように、自治体によって積み重ねてきた議会だよりの歴史に違いはあるが、真に開かれた議会を目指すのであれば、町民の「知りたい」に真摯に向き合う姿勢が重要であることを学ばせていただいた。

我が町も限られた予算の中で、目を引く表紙や見やすいレイアウト、ページをめくりたくなるようなインパクトのある見出しなど、更なる進化を目指し努力したい。

## 視察先概要（鷹栖町議会）

### 議会発行等の比較

| 項 目                | 上富良野町議会                                                                                        | 鷹栖町議会                                                                                                                                                   |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人 口                | 10,038 人（10 月末日）                                                                               | 6,591 人（10 月末日）                                                                                                                                         |
| 名 称                | かみふらの議会だより                                                                                     | たかす議会だより 孔雀草                                                                                                                                            |
| 発 行 部 数            | 4,100 部                                                                                        | 3,000 部                                                                                                                                                 |
| 発 行 回 数            | 4 回/年                                                                                          | 4 回/年                                                                                                                                                   |
| 発 行 時 期            | 4/25、7/25、10/25、2/10                                                                           | 5 月、8 月、11 月、2 月の 5 日（5 日が土日祝の場合は翌平日）                                                                                                                   |
| 予 算<br>（ R 5 年 度 ） | 製版@3.2 円×18 頁×4,100 部×4 回×1.1=1,039,104 円<br>編集ソフト使用料 127,490 円<br>合計 1,166,594 円              | 22 ページ 268,400 円×1.1×4 回=1,180,960 円<br>表紙 2 色刷り 8,000 円×1.1×3 回=26,400 円<br>表紙カラー印刷 32,000 円×1.1×1 回=35,200 円<br>合計 1,242,560 円                        |
| 単 価                | @71 円（1,166,594÷16,400 部/年）                                                                    | @103.5 円（1,242,560÷12,000 部/年）                                                                                                                          |
| 委 員 会 の 設 置        | 議会広報特別委員会として設置。<br>（「議会広報特別委員会設置に関する決議」を議決）                                                    | 議会広報広聴常任委員会として設置<br>（鷹栖町議会委員会条例）                                                                                                                        |
| 委 員 会 の 任 期        | 2 年                                                                                            | 4 年                                                                                                                                                     |
| 発 行 規 定            | 上富良野町議会広報誌発行規定                                                                                 | 無                                                                                                                                                       |
| 発 行 要 領            | 上富良野町議会「議会だより」                                                                                 | 「孔雀草」編集方針                                                                                                                                               |
| 編 集 作 業            | 委 員⇒記事抽出、原稿作成、取材、写真撮影<br>事務局⇒記事浄書、誌面レイアウト（インデザイン、フォトショップによる）                                   | 委 員⇒誌面レイアウト、記事抽出、原稿作成、取材、写真撮影、入稿データ作成<br>事務局⇒原稿確認、委員担当作業のサポート                                                                                           |
| 発 行 ま だ の 期 間      | 約 40 日間                                                                                        | 約 50 日                                                                                                                                                  |
| 広 報 誌 の 構 成        | ① 定例会報告、② 臨時会報告、③ 質疑、④ 討論、⑤ 一般質問、⑥ 委員会報告、⑦ 意見書の提出、⑧ 企画記事、⑨ 議会の窓、⑩ 議会の動き、⑪（予算特別委員会報告、決算特別委員会報告） | ① 定例会報告 ② 臨時会報告 ③ 質疑④ 討論 ⑤ 一般質問 ⑥ 委員会報告 ⑦ 意見書の提出 ⑧ 企画記事 ⑨ わたしの一言（町民寄稿） ⑩ 議会の動き・研修報告 ⑪（予算特別委員会報告、決算質疑報告）⑫ 一般質問その後を追跡 ⑬ VOICE（傍聴者アンケートや孔雀草クイズ回答者からの意見・回答） |

## 視察先概要（仁木町議会）

### 議会発行等の比較

| 項 目                | 上富良野町議会                                                                                                          | 仁木町議会                                                                                                                        |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 人 口                | 10,038 人（10 月末日）                                                                                                 | 3,016 人（10 月末日）                                                                                                              |
| 名 称                | かみふらの議会だより                                                                                                       | 議会だより にき                                                                                                                     |
| 発 行 部 数            | 4,100 部                                                                                                          | 1,400 部                                                                                                                      |
| 発 行 回 数            | 4 回/年                                                                                                            | 4 回/年                                                                                                                        |
| 発 行 時 期            | 4/25、7/25、10/25、2/10                                                                                             | 5/18、8/10、11/9、2/1                                                                                                           |
| 予 算<br>（ R 5 年 度 ） | 製版@3.2 円×18 頁×4,100 部<br>×4 回×1.1=1,039,104 円<br>編集ソフト使用料 127,490 円<br>合計 1,166,594 円                            | 製版@3.85 円×20 頁×1,470 部×4<br>回×1.1=498,036 円<br>編集ソフト使用料 184,800 円<br>合計 682,836 円                                            |
| 単 価                | @71 円（1,166,594÷16,400 部<br>/年）                                                                                  | @116 円（682,836÷5,880 部/年）                                                                                                    |
| 委 員 会 の 設 置        | 議会広報特別委員会として設置。<br>（「議会広報特別委員会設置に関する決議」を議決）                                                                      | 議会広報編集特別委員会として設置。<br>（初議会で議決、委員は議長を除く<br>全員である 8 名）                                                                          |
| 委 員 会 の 任 期        | 2 年                                                                                                              | 4 年                                                                                                                          |
| 発 行 規 定            | 上富良野町議会広報誌発行規定                                                                                                   | 「議会広報の編集と発行」<br>「議会広報編集マニュアル」                                                                                                |
| 発 行 要 領            | 上富良野町議会「議会だより」                                                                                                   | 「議会広報編集に関する基本的な考<br>え方」                                                                                                      |
| 編 集 作 業            | 委 員 ⇒ 記事抽出、原稿作成、<br>取材、写真撮影<br>事務局 ⇒ 記事浄書、誌面レイア<br>ウト（インデザイン、フォトシ<br>ョップによる）                                     | 委 員 ⇒ 取材、リード分、写真テーマ<br>の決定<br>事務局 ⇒ 記事抽出、原稿作成、写真撮<br>影、紙面レイアウト（インデザイン、<br>フォトショップによる）                                        |
| 発 行 ま だ の 期 間      | 約 40 日間                                                                                                          | 約 50 日間                                                                                                                      |
| 広 報 誌 の 構 成        | ② 定例会報告、② 臨時会報告、<br>③ 質疑、④ 討論、⑤ 一般質問、⑥<br>委員会報告、⑦ 意見書の提出、⑧<br>企画記事、⑨ 議会の窓、⑩ 議会の<br>動き、⑪（予算特別委員会報告、<br>決算特別委員会報告） | ① 定例会報告、② 臨時会報告、<br>③ 質疑、④ 討論、⑤ 一般質問、⑥ 委員<br>会報告、⑦ 意見書の提出、⑧ 絆、⑨ ま<br>ちの人、⑩（予算特別委員会報告、決<br>算特別委員会報告、ぎかいトピック<br>ス、質問のゆくえ、企画記事） |